

個別避難計画の概要

○高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等を実施するための計画

○これまで取組指針^(※)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府（防災担当）

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成に着手している市町村：1,691団体（97.1%）、未作成：50団体（2.9%）

令和7年4月1日現在
n=1,741団体

対 象 者

○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作 成

○市町村が作成に努める（努力義務）ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記 載 内 容

（氏名、住所等のほか） ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画情報の避難支援等関係者^(※)などへの提供

(※) 避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

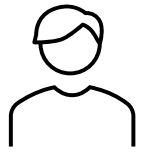
○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

注）個別避難計画情報：個別避難計画に記載し、又は記録された情報

○平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等^(※)の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

(※) 避難行動要支援者本人等：①避難行動要支援者本人と
②支援をする避難支援等実施者

(参考) ひなんさんぽ



取り組んでみたくなる 避難訓練「ひなんさんぽ」

【課題】計画の実効性を高めるにあたり訓練を提案したが、ハードルが高く捉えられてしまい、実施に至らなかった。

【取組の方針や内容】訓練というと多大な労力がかかるイメージだったので、**名称を親しみやすく**したうえで、**計画上の避難施設までの移動のみに特化**した「ひなんさんぽ」を提案。

【取組の成果・結果】簡易に実施できるため複数の地域が実施し、**「ひなんさんぽ」の実施中に雑談するなどのコミュニケーションが生まれ**、気づいた事があれば計画を修正するなど、実効性の確保に繋がった。

【成果が得られた理由】訓練という形式に拘らず、個別避難計画の制度上一番重要な、“実効性の確保”にポイントを限定したうえで、**要支援者が参加したいと思える**取組としたこと。

「ひなんさんぽ」の様子

